

株 主 各 位

神奈川県横浜市都筑区仲町台五丁目5番1号

株式会社 テクノメディアカ

代表取締役社長 實 吉 政 知

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。**

当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することが可能です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否をご入力いただくか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するよう、議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目6番15号
新横浜グレイスホテル 4階 「シャーロット」
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようにご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第35期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
＜株主提案（第5号議案）＞
第5号議案 剰余金の処分の件

以 上

- ご出席の株主様へのお土産のお渡しはございません。何卒ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルスの影響により、株主総会の運営方法や開催会場に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.technomedica.co.jp/>) に変更内容を掲載いたします。
- 新型コロナウイルス感染予防の観点から、ソーシャルディスタンスが確保できないと判断される場合や、咳やくしゃみの症状がある株主様のご来場された場合、やむを得ずご入場を制限することがございます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.technomedica.co.jp/>) に掲載しております。したがって、本招集ご通知の事業報告・計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告・計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.technomedica.co.jp/>) に掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

4頁に記載の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日
XXXX年XX月XX日

議決権の数

議決権の行使

1. 賛
2. 賛
3. 賛
4. 賛
5. 賛

インターネット
ログイン専用コード
XXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案から第4号議案は
当社取締役会からご提案する議案です。

第5号議案は、株主様（1名）からのご提案です。
当社取締役会は、この議案に反対しております。
詳細は38～41ページをご参照ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

<記入例> 会社提案・当社取締役会の意見に **ご賛同いただける** 場合

会社提案議案	第1号	第2号	第3号	第4号	株主提案議案	第5号
原案に対する 賛否	賛	賛	賛	賛	原案に対する 賛否	賛
	否	否	否	否		否

※こちらが当社取締役会の意見です。

<記入例> 会社提案・当社取締役会の意見に **反対される** 場合

会社提案議案	第1号	第2号	第3号	第4号	株主提案議案	第5号
原案に対する 賛否	賛	賛	賛	賛	原案に対する 賛否	賛
	否	否	否	否		否

※各議案につき賛否の表示をされない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示をいただいたものとして取り扱います。

※第3・4号議案について、一部の候補者に反対される場合は「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

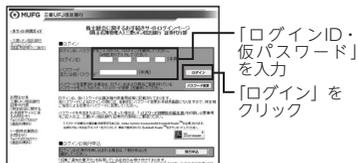
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の影響が依然として続く中ではあるものの、徐々に社会経済活動が正常化へ向かい、景気の持ち直しに対する期待感も高まりつつ推移しました。一方で、地政学リスクや為替リスク、原材料価格や物価高の上昇などの変動要因による影響も顕在化し、先行きの不透明な状況が続いております。

医療業界においては、医療財政のひっ迫や高齢化社会の進行などの長期的な課題に加えて、新型コロナの感染拡大時における医療施設の受け入れ態勢など、新型コロナ以後に浮き彫りとなった喫緊の課題も含めて、多様な課題解決への取り組みが求められております。

このような経営環境の中で当社は、医療施設の効率化や安定稼働に寄与する採血管準備装置および関連システム、検体検査装置導入の提案を続けるとともに、これらに用いられる消耗品の安定供給に引き続き注力してまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は9,699,077千円(前期比7.3%増加)となりました。主に国内市場において、採血管準備装置および関連システム、消耗品の販売に復調が見られたことにより、前期を上回る結果となりました。なお、総売上高に対する海外売上高の占める割合は、前期比0.3ポイント減少し10.7%となりました。

利益面に関しては、売上高の増加に伴い売上総利益が4,817,281千円(前期比8.1%増加)となりました。販売費及び一般管理費は2,955,413千円(前期比3.8%増加)となり、営業利益は1,861,868千円(前期比15.8%増

加)、経常利益は1,851,058千円(前期比13.6%増加)、当期純利益は1,281,384千円(前期比11.1%増加)となりました。

品目別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 34 期 (2021年3月期)		第 35 期 (当事業年度) (2022年3月期)		前期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
採血管準備装置・システム	千円 3,303,434	% 36.5	千円 3,791,965	% 39.1	千円 488,531	% 14.8
検体検査装置	740,217	8.2	561,456	5.8	△178,761	△24.1
消耗品等	4,996,462	55.3	5,345,655	55.1	349,193	7.0
合 計	9,040,115	100	9,699,077	100	658,962	7.3

<採血管準備装置・システム>

当事業年度における採血管準備装置・システムの売上高は3,791,965千円(前期比14.8%増加)となりました。

前期には大型案件の更新需要が谷間の時期を迎えておりましたが、今期はこれらの更新需要が復調したことに加えて、中小型機種の販売が好調であったことから、国内市場の売上高は3,520,069千円(前期比17.1%増加)となりました。一方、海外市場の売上高は、各国における競争の激化や、案件の遅延により販売台数が伸び悩み、271,896千円(前期比8.9%減少)となりました。

<検体検査装置>

当事業年度における検体検査装置の売上高は561,456千円(前期比24.1%減少)となりました。

前期には、新型コロナ対応も含めた緊急時の検査に用いられる血液ガス分析装置の大幅な需要増がありましたが、今年度には国内外ともにこれらの需要が平常化し、国内市場における売上高は351,175千円(前期比28.5%減少)、海外市場における売上高は210,280千円(前期比15.5%減少)となりました。

<消耗品等>

当事業年度における消耗品等の売上高は5,345,655千円(前期比7.0%増加)となりました。

前期には、新型コロナの影響による来院者数の減少により、日常的な検査に用いる当社製品の使用頻度が減少しておりましたが、徐々に正常化へ向かう中で、国内市場における売上高は4,792,318千円(前期比5.4%増加)、海外市場の売上高は、検体検査装置の稼働数の増加に伴って消耗品の販売が伸びたこと等により553,337千円(前期比23.1%増加)となりました。

- ② 設備投資の状況
特筆すべき重要な事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第32期 (2019年3月期)	第33期 (2020年3月期)	第34期 (2021年3月期)	第35期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	9,332,420	9,810,534	9,040,115	9,699,077
経 常 利 益(千円)	1,535,226	1,269,747	1,629,989	1,851,058
当 期 純 利 益(千円)	1,098,100	1,000,452	1,153,260	1,281,384
1株当たり当期純利益 (円)	128.13	117.84	135.78	150.85
総 資 産(千円)	16,155,190	16,569,923	17,554,441	18,508,245
純 資 産(千円)	13,741,840	14,149,293	14,960,151	15,650,085

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの影響が依然として続く一方で、地政学リスクや為替リスク、原材料価格や物価高の上昇などの変動要因による影響も顕在化し、先行きの不透明な状況が続いております。

当社は以上の社会環境の変化に対処し、時代要請を戦略に組み込みながら、健康、医療分野での社会課題の解決に貢献することが、当社の企業価値を高めることに繋がると考えています。

持続可能な社会の実現のために、当社の三つの事業分野でソリューション提供を通し、継続的に企業価値を創造していきたいと考えています。

①採血管準備装置・システム事業

当社は採血・採尿業務に特化した分野において、世界に先駆けて採血管準備

備装置を開発しました。日本全国で2,000ヶ所以上、海外で500ヶ所以上の施設へ導入実績があります。これまで、大型機「BC・ROBO-8001RFID(無線自動識別機能)」の開発を筆頭に、中型採血管準備装置、「BC・ROBO-900」、小型採血管準備装置「BC・ROBO7」等のラインアップを揃えており、更なる販路拡大を図ってまいります。

②検体検査装置事業

当社の検体検査装置は、血液ガス分析、電解質分析を行い、病状把握、診断、治療に欠かせない緊急検査装置で、国内及び海外で販売してまいりました。デスクトップ型とハンディ型を取りそろえ、検査室や集中治療室、動物病院等、多様なニーズにも対応しております。新型コロナ禍で海外市場での販路が拡大し、緊急検査用途の血液ガス分析装置の需要が高まっております。

翌期は、新型血液ガス分析器GASTAT-proの早期上市を図り、更なる販路拡大を図ってまいります。また、より操作性、正確性の高い血液ガス一体型電極等の開発を速やかに進めてまいります。

③消耗品等事業

採血管準備装置・システム及び検体検査装置の消耗品は、医療機関内の日常的な検査で使用されており、装置の設置増加に伴い売上は増加してきました。

これまで年率4～5%の割合で売上が増加してきましたが、国内・外の需要の変化に伴い、原料、部材の安定確保を図り、引き続き安心安全な消耗品を提供してまいります。

④SDGsの推進

SDGs(国連の持続可能な開発目標)をはじめとした社会課題解決への取組の要請が高まっています。当社は社会の基盤と革新を担う存在であり、社会課題の解決に向けて大きな責任を持っています。

当社としての「2030長期ビジョン」を策定しました。ESG(環境・社会・企業統治)の視点で機会とリスクを的確に捉え、経営に反映させてまいります。

(取組内容)

- ・使用する原材料の削減
- ・ロボットシステム普及に貢献する技術や製品の開発、ソリューションの提供
- ・消耗品等事業のプラスチックから紙製品への転換
- ・感染予防対策に資する製品の開発、提供
- ・自社ビル内節電策、太陽光発電の活用
- ・産業廃棄物のミニマム化
- ・安定調達、供給のための構造改革
- ・「現場力」に基づいた最適生産体制の確立
- ・働きやすい職場環境づくり

当社は革新的な新製品や技術開発を通して、このような社会課題の解決に向けて果たすべき役割は大きいと考えています。社会変化に迅速に対応し、持続可能な成長・発展を目指します。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、臨床検査用分析装置および医療機器の研究開発、製造、販売、輸出およびこれら装置で使用する消耗品の製造、販売を主たる業務とし、さらにこれら装置の保守サービス等の事業活動を展開しております。

主要な製品は次のとおりであります。

品 目	主 な 製 品
採血管準備装置・システム	採血管準備装置とその周辺機器である採血・採尿自動受付機、TRIPS (RFID検体情報統括管理システム)、採血台搬送表示システム、自動検体仕分け装置、自動尿分取装置、一般検査前処理装置、アンプルラベラー
検体検査装置	血液ガス分析装置、ハンディ型血液ガス分析装置、電解質分析装置および赤血球沈降速度測定機、ヘルスケア製品
消耗品等	採血管準備装置、検体検査装置で使用する採血管、ラベル、日常校正イオン電極用常用標準血清、センサーカード、ガストロール、キャリブレーション用パック、ハルンカップ、採血管準備装置および検体検査装置の保守

(6) **主要な営業所および工場** (2022年3月31日現在)

本社 神奈川県横浜市
支店 名古屋 (名古屋市千種区)
大 阪 (大阪市淀川区)
福 岡 (福岡市博多区)
台 湾 (新北市中和区)
営業所 札 幌 (札幌市中央区)
仙 台 (仙台市泉区)
甲信越 (長野県松本市)
北関東 (さいたま市大宮区)
広 島 (広島市中区)
松 山 (愛媛県松山市)

(7) **従業員の状況** (2022年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
228 (71)名	9名減 (1名減)	39.7歳	10.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、派遣社員および海外支店の現地採用社員は含んでおりません。()内は、パート社員の年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 35,040,000株
 ② 発行済株式の総数 8,760,000株
 (注) 発行済株式の総数には、自己株式339,751株が含まれております。
 ③ 株主数 4,202名
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
實吉繁幸	1,314,500株	15.61%
株式会社オートニクス	967,200株	11.48%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	668,500株	7.93%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	465,300株	5.52%
CITCO TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF THE VPL1 TRUST DIRECTOR ROBERT T H O M A S (常任代理人 立花証券株式会社)	400,000株	4.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	393,700株	4.67%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	363,791株	4.32%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	258,000株	3.06%
平澤修	245,050株	2.91%
S M B C 日興証券株式会社	217,000株	2.57%

(注) 持株比率は自己株式 (339,751株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付を受けた者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	4,650株	4名
社外取締役	—	—

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	實 吉 政 知	—
取 締 役	武 田 真 人	営業本部長兼本社営業部長
取 締 役	津 川 和 人	経営管理本部長
取 締 役	中 野 靖	研究開発本部長兼研究開発本部 医療ソリューション開発部長
取締役（常勤監査等委員）	松 尾 晋 一	—
取締役（監査等委員）	安 酸 庸 祐	ときわパートナーズ法律事務所 弁護士 日章興産株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員）	尾 関 純	公認会計士尾関会計事務所 代表 ちよだ税理士法人 代表社員 ユー・エム・シー・エレクトロニクス 株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社ゴールドクレスト 社外監査役

- (注) 1. 松尾晋一氏、安酸庸祐氏、尾関純氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員による情報収集の効率を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
3. 当社は、取締役松尾晋一氏、安酸庸祐氏、尾関純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 尾関純氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は監査等委員である取締役3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役の全員を被保険者としております。

当該保険契約の内容は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料は会社が全額を負担しております。契約の更新は1年ごとであり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、株主代表訴訟等に基づき被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、当該保険契約の免責事項としております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月3日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議内容について報酬・指名諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬・指名諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の報酬等の額は、株主総会において決定された限度額の範囲において、各取締役の職責及

び経営への貢献度に応じた報酬と、会社業績や各取締役の成果に連動して算定する報酬とを組み合わせる算定しております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬により構成されています。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等（(2)、(3)に該当する報酬等を除く）の額又はその算定方法の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、個人の貢献度、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。各取締役の支給金額については、報酬・指名諮問委員会の答申内容を受けて、取締役会において決定することとしております。

(2) 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及びその業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

短期の業績連動報酬として現金賞与を支給しております。事業年度ごとの業績向上に対する取締役の意識を高めるため、賞与は全社業績評価によっており、全社業績評価の指標として本業の成果を示す営業利益を適用し、営業利益に社内です定められたポイント並びに役位別係数を乗じて算出しております。各取締役の支給金額については、報酬・指名諮問委員会の答申内容を受けて、取締役会において決定することとしております。

短期業績連動報酬の算定方法については、代表取締役が「営業利益×ポイント単価×係数(1.5)」、代表取締役以外の取締役が「営業利益×ポイント単価×係数(1.0)」としております。なお「ポイント単価」は、営業利益1億円あたり250千円と設定しております。

(3) 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及びその非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、取締役に対して毎年一定の時期に自社株を交付しております。各対象取締役への具体的な配分については、報酬・指名諮問委

員会の答申内容を受けて、取締役会において決定することとしております。譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から、当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。

(4) 上記(1)(2)(3)の（取締役の個人別の報酬等の額に対する）割合の決定に関する方針

基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の支給割合の決定方針については、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針としており、その合理性については報酬・指名諮問委員会で評価しております。

(5) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

定時株主総会后、報酬・指名諮問委員会の答申内容を受けて、毎年7月の取締役会で決定しております。基本報酬は月次で支給し、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は毎年7月に支給しております。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容について、その決定の全部又は一部を(特定の)取締役その他の第三者に委任することとする時の委任に関する事項

a. 委任を受ける者の氏名又はその株式会社における地位及び担当

報酬・指名諮問委員会のメンバーは、尾関 純（委員長／社外取締役）、松尾 晋一（社外取締役）、安酸 庸祐（社外取締役）、實吉 政知（代表取締役）、津川 和人（取締役経営管理本部長）の5名としております。

b. 上記a.の者に委任する権限の内容

取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行います。

(ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬額（算定方法を含む）の原案の内容

(イ) 取締役の報酬等の構成を含む内容に係る方針（業績連動型報酬につ

いてのリンク対象となる業績等の指標の選定及び株式関連報酬の付与基準等を含む。)

c. 上記a.の者により上記b.の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

報酬・指名諮問委員会のメンバーは、過半数が社外取締役であり、委員長も社外取締役が就任しており、同委員会の権限が適切に行使される体制を敷いております。定時の委員会は年4回開催され、役員報酬の適正水準等についての議論を経て、具体的な報酬額の案を取締役会に答申しております。最終的な報酬額の決定につきましては、取締役会が報酬・指名諮問委員会の答申内容に基づいて決定しております。

(7) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法 ((6)に掲げる事項を除く)

取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬額の決定に際しての透明性・客観性を確保するため、報酬・指名諮問委員会を設置しており、同委員会の答申内容に基づいて取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において決定された限度額の範囲において、監査等委員の協議により決定しております。監査等委員である取締役に対しては定額の基本報酬のみを支給しており、その他の報酬は支給しておりません。

(8) 前記(1)～(7)のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	94,390	65,353	21,375	7,662	4名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19,827 (19,827)	19,827 (19,827)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	114,218 (19,827)	85,181 (19,827)	21,375 (—)	7,662 (—)	7名 (3名)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は8名です。また、上記報酬枠とは別枠で、2018年6月27日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬として、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は6名です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名です。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は営業利益であり、算定方法については15頁「④取締役の報酬等 イ. (2)」に、実績については26頁「損益計算書」に、それぞれ詳述しております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、2020年7月8日開催の取締役会決議に基づき、在任期間中の株主価値の向上を図るインセンティブ付与による株主の皆さまとの価値共有を目的として、15頁「④取締役の報酬等 イ. (3)」に記載の条件に基づき譲渡制限付株式を付与したものであります。
5. 2019年6月26日開催の定時株主総会において、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いただいております。打ち切り支給の予定額は、取締役(監査等委員を除く)2名に対して35,145千円、取締役(監査等委員)2名に対して453千円(うち社外取締役1名に対して140千円)であります。
6. 表中の金額は、当事業年度費用計上額を記載しております。
7. 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別報酬額の原案の内容及び取締役の報酬等の構成を含む内容に係る方針について、客観性・公平性を担保すべく、あらかじめその審議を報酬・指名諮問委員会に対して諮問し、その答申を受けて決議しております。報酬・指名諮問委員会のメンバーは16頁「④取締役の報酬等 イ. (6) a.」に記載の通りであり、過半数が社外取締役で構成されています。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役(監査等委員) 安酸庸祐氏は、ときわパートナーズ法律事務所

に所属する弁護士であり、日章興産株式会社の社外取締役であります。これらの兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）尾関純氏は、公認会計士尾関会計事務所及びちよだ税理士法人の代表であり、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社ゴールドクレストの社外監査役であります。これらの兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 松尾晋一	当事業年度に開催された取締役会13回の全てと、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。必要に応じて、化学製品メーカーの営業部門における豊富な経験と見識を有する取締役として発言をおこなっております。また、報酬・指名諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的かつ中立的な見地から、当社の役員人事や役員報酬の公正なプロセスに基づく決定を監督しております。
取締役 (監査等委員) 安酸庸祐	当事業年度に開催された取締役会13回の全てと、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。必要に応じて、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有する取締役として発言をおこなっております。また、報酬・指名諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的かつ中立的な見地から、当社の役員人事や役員報酬の公正なプロセスに基づく決定を監督しております。
取締役 (監査等委員) 尾関純	当事業年度に開催された取締役会13回の全てと、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。必要に応じて、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有する取締役として発言をおこなっております。また、報酬・指名諮問委員会の委員長として同委員会の中心的な役割を担い、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的かつ中立的な見地から、当社の役員人事や役員報酬の公正なプロセスに基づく決定を監督しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人シドー

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の活動内容および報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画、報酬見積りの算出根拠が適正であることを確認したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、2018年7月4日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。改定後の当該基本方針の内容は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人（＝社員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、役員及び社員の行動指針として制定した、「倫理規定および行動規範」および「コンプライアンス規程」の周知と実践を図り、あらゆる企業活動において、法令・ルールおよび企業倫理の遵守(コンプライアンス)を最優先事項とすることを徹底する。
- ロ. 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
- ハ. 取締役の職務執行にあたっては、取締役相互で監視するほか、監査等委員会による監査を受ける。
- ニ. 業務部門から独立した代表取締役直轄部門の内部監査室による内部監査を実施し、法令および定款に反する行為の有無の監視をおこなう。
- ホ. 法令違反又は社内ルール違反を役職員が発見した場合の報告体制をコンプライアンス規程において整備することにより、通報者の保護に配慮した内部通報制度を構築する。
- ヘ. 使用人（＝社員）の職務の執行状況を定期的に各部門長へと報告させ、取締役は使用人（＝社員）の職務執行状況が、法令および定款等に適合しているかを監視する。
- ト. 報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、経理業務に関する規程を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを識別し、予防および牽制機能の整備・運用・評価を継続して不備があれば是正していく体制を整備する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営管理本部を主担当部門とし、リスクの洗い出しと見直し、対応策の策定を継続的に進める。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスクの管理とリスクの極小化を図るとともに、万が一不測の事態が発生した場合においては、予め定めている『トップへの緊急報告制度』に則り、速やかに代表取締役へ報告し、代表取締役を責任者として、速やかに必要な対策を講じる。
- ロ. リスク発生の可能性を認識したうえで、リスク発生の回避あるいは極小化および発生した場合の対策を講じる。

③ 取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 当社の取締役は「中期経営計画」および「年度予算」に基づいて、業績目標を設定し、その達成状況を取締役会および本部長会議において定期的に報告する。
- ロ. 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制として、職務分掌規程および権限規程に従って取締役は業務を執行し、毎月定期的にと取締役会を開催し、各取締役から職務の執行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて随時に臨時取締役会を開催する。

④ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役は、『文書取扱規程』に従って、取締役・社員が適切に各種議事録等、取締役の職務執行にかかる情報および文書（電磁的記録を含む）を整備し、保存・管理するように指導する。取締役は、必要に応じて当該文書を閲覧することができる。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（＝社員）に関する事項、当該使用人（＝社員）の他の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会から職務補助者（監査等委員会スタッフ）の設置について要請があった場合には、監査等委員と他の取締役が協議のうえ、専任または兼任の使用人を監査等委員会スタッフとして配置するものとする。当該スタッフは、監査等委員会スタッフ業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。また、当該スタッフの人事考課については監査等委員会がおこない、人事異動については、監査等委員会の事前同意を得たうえで決定するものとし、他の取締役からの独立性を確保する。

- ⑥ 取締役および使用人（＝社員）が監査等委員会に報告するための体制ならびに報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役および使用人（＝社員）は、監査等委員が出席する取締役会・本部長会議等において、その担当する職務の執行状況について報告するとともに、随時、各監査等委員の求めに応じて業務執行状況の報告をおこなう。
 - ロ. 取締役および使用人（＝社員）は、法令等に違反する事項あるいは当社に著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項が発生した場合は、監査等委員に対して遅滞なく報告する。
 - ハ. 監査等委員に報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由に不利益取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は取締役会のみならず他の重要と判断される社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて他の取締役に対して必要な調査・報告等の要請をおこなう。
 - ロ. 監査等委員は、緊急の問題が発生した場合は、会計監査人と随時相談をおこなう。
 - ハ. 監査等委員は、代表取締役との間において定期的な意見交換会を設定する。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務室において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 監査等委員会設置会社として、監査等委員による取締役会の監督のもとでコーポレート・ガバナンス体制を強化し、経営の透明性、効率性の向上を図っております。
 - ② 当事業年度において取締役会を13回開催し、経営の基本方針に係る重要事項を決議するとともに、各取締役の職務の執行状況等につき監督をおこなっております。
 - ③ 当事業年度において、取締役、監査等委員並びに本社各部署・支店・営業所の責任者の出席のもと「全国責任者会議」を4回開催し、経営計画の進捗についての確認、重要情報の共有等をおこなっております。
 - ④ 監査等委員会、会計監査人並びに内部監査室が、必要に応じて随時会合を持ち、相互に監査範囲・結果・状況等についての情報共有と交換をおこなっております。
 - ⑤ 代表取締役および取締役は、各種法令、コンプライアンスの遵守に向けた取り組みを最重要課題と認識し、教育研修をはじめ啓蒙を図っております。
- (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つと位置付けて、経営環境、業績に裏付けられた成果の配分と、内部留保額の決定をおこなうことを基本方針としております。

各事業年度における配当の回数につきましては、期末配当のみ1回を基本としておりますが、業績の状況に応じて中間配当制度を活用し、株主の皆様への適切な利益還元を図りたいと考えております。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をおこなうことができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保金につきましては、激変する社会の変化、医療の変化に迅速に対応すべく、不断の技術革新に努め、市場ニーズに対応した新規性のある製品の研究開発やグローバルな事業戦略の展開を積極的におこなうために有効投資をし、収益の向上を図り株主の皆様へ還元してまいりたいと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,472,750	流 動 負 債	2,630,205
現金及び預金	11,523,507	買掛金	1,282,543
受取手形	30,587	未払金	146,856
電子記録債権	533,349	未払費用	81,284
売掛金	3,088,090	未払法人税等	370,527
商品及び製品	909,427	未払消費税等	148,050
仕掛品	191,018	前受金	296,351
原材料及び貯蔵品	128,854	預り金	9,496
前払費用	36,791	賞与引当金	157,533
その他	31,124	役員賞与引当金	21,375
固 定 資 産	2,035,494	前受収益	114,530
有 形 固 定 資 産	1,492,479	その他	1,657
建物	524,450	固 定 負 債	227,954
構築物	191	退職給付引当金	192,291
機械及び装置	121,429	製品保証引当金	63
工具器具備品	59,081	その他	35,598
土地	787,326	負 債 合 計	2,858,160
無 形 固 定 資 産	33,017	純 資 産 の 部	
電話加入権	1,177	株 主 資 本	15,650,085
特許権	1,099	資本金	1,069,800
ソフトウェア	30,739	資本剰余金	967,926
投資その他の資産	509,998	資本準備金	967,926
出資金	7,510	利 益 剰 余 金	14,260,952
長期前払費用	49,100	利益準備金	18,483
繰延税金資産	363,419	その他利益剰余金	14,242,468
その他	115,682	別途積立金	8,800,000
貸倒引当金	△25,714	繰越利益剰余金	5,442,468
資 産 合 計	18,508,245	自 己 株 式	△648,593
		純 資 産 合 計	15,650,085
		負 債 純 資 産 合 計	18,508,245

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,699,077
売 上 原 価		4,881,796
売 上 総 利 益		4,817,281
販売費及び一般管理費		2,955,413
営 業 利 益		1,861,868
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,184	
受 取 配 当 金	1,679	
受 取 賃 貸 料	6,508	
受 取 補 償 金	368	
為 替 差 益	6,528	
そ の 他	1,207	17,476
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	2,374	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	25,714	
そ の 他	197	28,286
経 常 利 益		1,851,058
税 引 前 当 期 純 利 益		1,851,058
法人税、住民税及び事業税	608,265	
法 人 税 等 調 整 額	△38,592	569,673
当 期 純 利 益		1,281,384

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,069,800	967,926	-	967,926	18,483	8,800,000	4,597,660	13,416,144
当期変動額								
剰余金の配当							△434,496	△434,496
当期純利益							1,281,384	1,281,384
自己株式の取得								
自己株式の処分			△2,079	△2,079				
自己株式処分差 損の振替			2,079	2,079			△2,079	△2,079
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	844,808	844,808
当期末残高	1,069,800	967,926	-	967,926	18,483	8,800,000	5,442,468	14,260,952

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△493,719	14,960,151	14,960,151
当期変動額			
剰余金の配当		△434,496	△434,496
当期純利益		1,281,384	1,281,384
自己株式の取得	△164,398	△164,398	△164,398
自己株式の処分	9,524	7,444	7,444
自己株式処分差 損の振替			-
当期変動額合計	△154,874	689,934	689,934
当期末残高	△648,593	15,650,085	15,650,085

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

株式会社テクノメディア

取締役会 御中

監査法人シドー

横浜事務所

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 和 重
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 五 百 蔵 豊
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノメディアの2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドニーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月1日

株 式 会 社 テ ク ノ メ デ ィ カ 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員(社外取締役)	松	尾	晋	一	㊟
監査等委員(社外取締役)	安	酸	庸	祐	㊟
監査等委員(社外取締役)	尾	関		純	㊟

以 上

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つと位置付けし、経営環境、業績に裏付けられた成果の配分と、内部留保額の決定をおこなうことを基本方針としております。

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開および安定配当の維持等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

1株につき金60円といたしたいと存じます。

当社普通株式 1株につき金60円 総額505,214,940円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	（削 除）
第16条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現行定款	変更案
(新 設)	(電子提供措置等)
(新 設)	<p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	(附則)
(新 設)	<p>1. <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p>
(新 設)	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p>
(新 設)	<p>3. <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関して当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さね よし まさ とも 實 吉 政 知 (1973年4月1日生)	1995年 4月 株式会社オートニクス入社 1999年 6月 当社入社 2002年 4月 当社総務室長 2009年 6月 当社取締役総務室長 2013年 6月 当社取締役社長補佐 2014年 6月 当社代表取締役社長（現任）	191,000株
[取締役候補者とした理由] 實吉政知氏を取締役候補者とした理由は、営業・事務部門の実務経験・統括業務経験を通じて広い見識を持ち、当社の経営者に相応しい経験と能力を有しており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。			
2	たけ だ まさ と 武 田 真 人 (1962年2月24日生)	1986年 4月 株式会社三幸商会入社 1997年 3月 当社入社 2004年 1月 当社名古屋支店長 2009年 6月 当社取締役西日本営業部長兼名古屋支店長 2014年 6月 当社取締役西日本営業部長兼大阪支店長兼名古屋支店長 2016年 8月 当社取締役営業本部長兼本社営業部長（現任）	10,600株
[取締役候補者とした理由] 武田真人氏を取締役候補者とした理由は、営業部門における豊富な経験を有し、営業部門の統括において重要な役割を果たしており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	つがわかずと 津川和人 (1952年4月16日生)	1977年 4月 三井東圧化学株式会社 (現三井化学株式会社) 入社 2006年 4月 本州化学工業株式会社和歌山工場事務部長 2007年 6月 同社取締役人事総務部長兼和歌山工場事務部長 2011年 6月 同社常務取締役人事総務部長 2016年 6月 同社常務取締役人事総務部長退任 2017年 6月 当社取締役 (常勤監査等委員) 2018年 6月 当社取締役経営管理本部長 (現任)	4,400株
[取締役候補者とした理由] 津川和人氏を取締役候補者とした理由は、化学メーカーの管理部門における豊富な知見を有し、当社の管理部門を統括する取締役として今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。			
4	なかの やすし 中野靖 (1969年5月23日生)	1993年 1月 株式会社エイアンドティー入社 2004年 5月 当社入社 2009年 4月 当社医療ソリューション開発部課長 2016年 4月 当社研究開発本部医療ソリューション開発部長 2019年 6月 当社取締役研究開発本部長兼医療ソリューション開発部長 (現任)	3,500株
[取締役候補者とした理由] 中野靖氏を取締役候補者とした理由は、研究開発部門において豊富な経験を有し、当社の研究開発活動の方針策定等において重要な役割を果たしており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告14頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時も同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役の松尾晋一氏、安酸庸祐氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	まつ おしん いち 松尾 晋一 (1951年10月11日生)	1976年4月 北興化学工業株式会社入社 2005年2月 同社海外開発営業部長 2011年2月 北興産業株式会社取締役営業本部長 2013年2月 同社取締役営業本部長退任 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	1,100株
[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 松尾晋一氏は、長年にわたり化学製品メーカーの営業部門等で培った豊富な経験を有し、この見識を当社の監査等に反映いただけるものと期待し、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。			
2	やす かた よう すけ 安酸 庸祐 (1957年12月26日生)	1993年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 和田隆二郎法律事務所入所 2004年4月 ときわパートナーズ法律事務所設立 2016年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年10月 株式会社日章興産社外取締役(現任)	1,500株
[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 安酸庸祐氏は、企業経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士としての深い見識を有し、上場企業における顧問弁護士等の経験から企業法務にも精通しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営を監督いただけることを期待し、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松尾晋一氏、安酸庸祐氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松尾晋一氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 安酸庸祐氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって5年9か月となります。
5. 当社は松尾晋一氏、安酸庸祐氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は松尾晋一氏、安酸庸祐氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本定時総会において両氏が再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告14頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時も同内容での更新を予定しております。

各取締役のスキルマトリックス

	氏名	専門性と経験							独立性
		企業経営/ 経営企画	生産・技術/ 研究開発	グローバル ビジネス	営業/マーケ ティング	人事/労務	財務/会計	法務・リスク マネジメント	
1	實吉 政知	●	●		●	●		●	
2	武田 真人	●			●				
3	津川 和人	●		●		●	●	●	
4	中野 靖	●	●		●				
5	松尾 晋一	●		●					●
6	安酸 庸祐							●	●
7	尾関 純						●		●

(注) 上記一覧は、取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

<株主提案（第5号議案）>

第5号議案は、株主からのご提案（1名）によるものであります。

提案を受けた議案の要領および提案の理由につきましては、原文のまま掲載しております。

第5号議案 剰余金の処分の件

第1 株主総会の目的である事項（提案する議題）

剰余金の処分の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものとする。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たりの配当額

118円から、本定時株主総会において当社取締役会が提案し、本定時株主総会において承認された当社株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には118円）。

但し、当社の第35期事業年度における1株当たりの当期純利益の額から小数点以下を切り捨てた額（以下「実績EPS」という。）が118円を上回る場合又は118円を下回る場合には、実績EPSから、本定時株主総会において当社取締役会が提案し、本定時株主総会において承認された当社株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額とする（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には実績EPS）。

ウ 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たりの配当額（配当総額は、1株当たりの配当額に2022年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の3週間後の日

2 提案の理由

本提案は、当期純利益全てを配当金とすることを企図するものである。

当社の自己資本比率は、2021年3月末現在で約85%、同年9月末では約89%となっているが、これは、当社が臨床検査用分析装置、医療機器の研究開発、製造、販売、輸出入を生業としていることに鑑みれば、非常に高い数値である。また、当社は自己資本比率が高いのみならず、現金類似資産を異常なほど高水準で保有している。

当社は、実質的に製造設備や拠点を有さないファブレス企業であり、過去の設備投資額も過去10年間の合計で10億円以下であり、これを考慮すると、現在当社が保有する111億円余りの現預金は明らかに過剰と考えられる。そのため、当社内にこれ以上の資金を留保する必要はなく、また、これ以上、自己資本を増加させてもROEが減少するだけである。実際、当社のROEは、2014年3月期においては14.8%であったが、2021年3月期には7.9%まで低下している。

剰余資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上にもつながるので、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。また、2022年3月期だけではなく、それ以降も当社の資本政策として配当性向100%以上を採用することで、中長期的にも当社が自己資本を積み上げないことを明らかにしていただきたい。

<第5号議案についての取締役会の意見>

取締役会としては、次の理由により第5号議案に反対いたします。

<反対の理由>

当社は、株主の皆様への利益還元も重要施策の一つと位置付けし、経営環境、業績に裏付けられた成果の配分と、内部留保の決定をおこなうことを基本方針としています。期末配当につきましても、当事業年度の業績、今後の事業展開ならびに安定配当の維持等を総合的に勘案して決定しております。

2020年度も、上記の考えのもと期末配当を実施し、1株あたり配当51円、総額434百万円。配当性向37.6%となっています。これまでも当社は「30%～40%を当面の目安として目指す」とご説明してきており、今後も安定かつ高配当を維持していく予定であります。

また、過去数年でも、2016年度の43円から、45円、47円、49円、51円と増額してきております。この間、営業利益については、増減はありますが10億円以上の利益を確保してきており、安定的に配当をおこない、今後もその考えであります。

更に当社は、適宜、自己株式の取得も実施してきております。2021年には11月より10万株（取得価額の総額 約164百万円）の取得を実施いたしました。

2021年度は、2022年5月11日の取締役会において、1株当たり9円増配し60円と決定しました。その結果、配当性向39.8%となります。また、総還元性向（配当支払総額＋自社株買い総額）÷純利益×100も52%となります。今後もタイミングを見て、自社株買いを実施していくことも考えております。

当社は過去の、リーマンショック、東日本大震災、そして今回のコロナショックの時にも、赤字決算になることはなく常に安定した利益を上げてまいりました。おかげ様で株主様の数も2020年頃の2,000名前後から、2022年3月期末で4,000名を超える大幅増となっております。

また、現預金の活用に関しても、当社規模の会社にとって、社外、取引先等に対する信用という観点から大変意義のあることと認識しており、あらゆるステークホルダーからの信用を得ながら持続的に成長して行くには、ある程度の現預金を保持しておくことはリスク管理上も必要だと考えております。

当社は今般、「2030長期ビジョン」(注)を策定いたしました。2030年には売上高150億円を目指すこととしております。この目標達成のために、既存事業の強化、新製品の上市、海外展開の拡大のための投資をおこなってまいります。事業拡大を目指す中で、建屋の増床等を含めた設備投資、人材投資、M&A投資等も積極的に実施していく考えています。

また、ロシアのウクライナ侵攻等、将来のリスク対応、BCP(事業継続)対応、更には「SDGs(国連の持続可能な開発目標)・ESG(環境・社会・企業統治)・CG(コーポレートガバナンス)コード改訂」対応にも相当の資金需要が出てくるものと考えております。

上記を踏まえながら、株主様に対しては持続的、安定的に配当していくことが重要と考え、当社取締役会として取り組んでいく覚悟でいます。今後も株主優先の方針を保持しつつも、株主を含めた全てのステークホルダーに貢献していくことを目指してまいります。従いまして、本議案は、当社の配当政策および資金の活用方針に合致せず、当社の中長期的な企業価値向上に寄与しないと判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

(注) 「2030長期ビジョン」の詳細については、当社ホームページ(<https://www.technomedica.co.jp/>)をご参照ください。

以 上

メ 毛

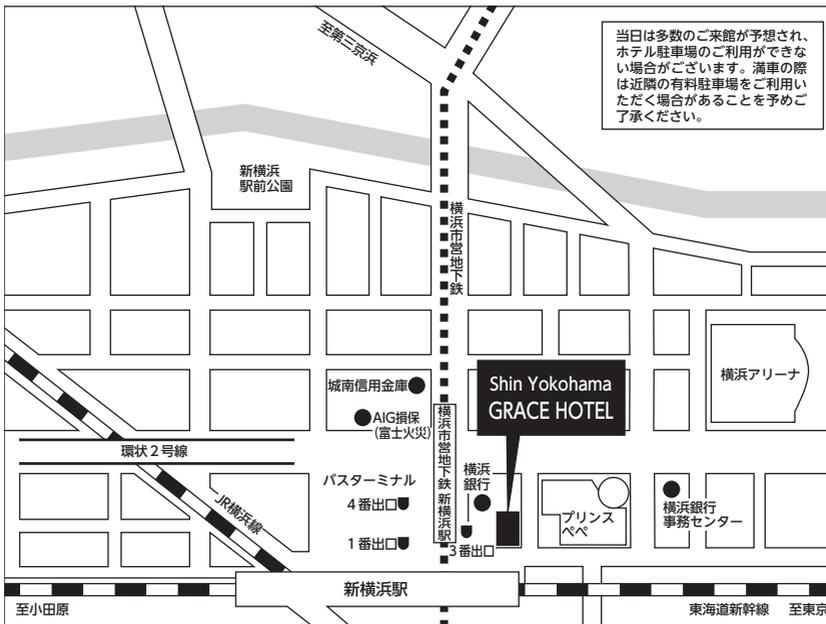
A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号
新横浜グレイスホテル 4階「シャーロット」
電話番号 045-474-5111



ご利用いただく交通機関

JR各線・市営地下鉄 新横浜駅より徒歩3分

- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ご出席の株主様へのお土産のお渡しはございません。何卒ご理解の程、宜しくようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。